

証券コード 5566
平成23年6月3日

株 主 各 位

新潟県妙高市大字田口272番地

中央電気工業株式会社

代表取締役
社 長 染 谷 良

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございますとお礼申しあげます。

本年3月の東日本大震災により被災された株主の皆様には、心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月23日（木曜日）午後4時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 新潟県妙高市大字田口272番地
当社 本社大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第115期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.chu-den.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当期の業績

当期の我が国経済は、円高の影響や個人消費の落ち込み等による足踏み状態から年末以降には持ち直しの傾向を見せていたものの、3月に発生した東日本大震災の影響で年度末にかけて経済活動は急速に落ち込みました。

当期の事業別の営業成績は以下の通りであります。

合金鉄事業

マンガン系合金鉄を製造しております当社鹿島工場は、東日本大震災により一時すべての設備が操業を停止いたしました。3月25日までに順次操業を再開し、4月上旬に通常操業に復帰いたしました。建屋及び設備の一部が地震により損傷いたしました。軽微な損傷にとどまりました。

東日本大震災により当社合金鉄の販売先が被災し、3月の販売数量は減少したものの、年度合計では鉄鋼業界の粗鋼生産回復により、当社のマンガン系合金鉄の販売数量は、前期に比べ増加いたしました。

国際市況は年間を通じて大きな変動はなかったものの、円高の影響で円ベースでの販売価格は下期にかけて低下いたしました。前期に比べると国際市況が高めに推移した結果、年間平均の販売価格は前期に比べ上昇いたしました。

コスト面では、原料のマンガン鉱石の購入価格は第3四半期以降下落いたしました。年間平均では前期に比べ上昇し、副原料のークスも価格が上昇いたしました。

以上により、当期の業績は、前期に比べ売上高、営業利益が増加いたしました。

なお、東日本大震災による操業停止中の固定費、設備復旧費用等の災害による損失を特別損失として6億2千5百万円計上しております。

機能材料事業

ニッケル水素電池用水素吸蔵合金は、エコカー補助金終了と東日本大震災による自動車生産の減少の影響により、販売数量は前期並みにとどまりました。

マンガン系無機化学品の主力製品であるリチウムイオン電池正極材料用高純度硫酸マンガンは、第3四半期以降販売数量が減少しておりますが、年度合計では前期並みの販売数量となりました。

一昨年の12月に住友金属工業株式会社より事業承継した磁石用合金は、当期は年間フルに業績に寄与しており、売上高は前期に比べ大幅に増加いたしました。

コスト面では、原料のレアアース等の価格が大幅に上昇し、販売価格への反映時期にずれがあるため、損益を圧迫しております。

以上により、当期の業績は、前期に比べ売上高は増加したものの、営業利益は減少いたしました。

その他の事業

土木関連事業は、厳しい事業環境の中、前期に比べ売上高は減少したものの、営業利益は増加いたしました。

以上の結果、当期の連結売上高は377億9千7百万円（前期の連結売上高、265億6千9百万円、前期比42.3%増）、連結営業利益は12億4百万円（前期の連結営業利益、8億8千9百万円、前期比35.4%増）、連結経常利益は11億5千6百万円（前期の連結経常利益、8億1千8百万円、前期比41.2%増）、連結当期純利益は1億5千5百万円（前期の連結当期純利益、4億5千2百万円、前期比65.7%減）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資は、20億9百万円であり、主な取得の内訳は鹿島工場の廃棄物専用処理設備変圧器等であります。

これに要した資金は自己資金をもって充当いたしました。

なお、増資、社債発行等による資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第112期 (平成20年3月期)	第113期 (平成21年3月期)	第114期 (平成22年3月期)	第115期 (当連結会計年度 (平成23年3月期))
売 上 高 (百万円)	41,611	53,737	26,569	37,797
経 常 利 益 (百万円)	9,132	13,247	818	1,156
当 期 純 利 益 (百万円)	5,373	7,807	452	155
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	194.83	283.10	15.66	4.91
総 資 産 (百万円)	34,121	40,413	33,880	37,902
純 資 産 (百万円)	16,318	22,703	25,294	25,100
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	591.67	823.38	801.17	795.01

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
中 電 産 業 株 式 会 社	67	100	土 木 建 設 業
中 電 興 産 株 式 会 社	10	100	商 事 ・ 運 送 業
中 電 レアアース株式会社	280	100	希土類磁石用合金製造業

(4) 対処すべき課題

合金鉄事業については、東日本大震災による客先の被災や夏季の電力使用量制限等により、次期の販売・生産動向は不透明です。販売価格の指標となる国際市況は大きな変動なく推移するものと予想され、また、原料のマンガングン価格の動向には不透明感があります。このような事態に対し、損傷した設備の早期の復旧に取り組むとともに、着実な利益の確保のため、電気炉の操業形態、原料の調達・配合等を勘案した最適な生産体制を構築してまいります。

機能材料事業についても、東日本大震災による客先やサプライチェーンの被災、夏季の電力使用量制限、個人消費の低迷等により、次期の販売・生産の動向は不透明であります。電力使用量制限に対応した生産体制の検討を行うとともに、今後成長が期待できる分野でありますので、需要増加に対応した設備の増強に加え、新製品・新技術の研究開発の推進、高品質化およびコストの低減により、事業の拡大と利益の増加を目指します。原料のレアアースの入手難と価格高騰への対応として、ベトナムでのレアアースリサイクル事業の戦力化、原料配合の改善等、原料ソースの多様化とコスト低減に注力します。

当社グループは、環境事業の処理量拡大、HV・EV等環境対応自動車用二次電池材料の製造設備の増強など、地球環境への貢献を重視しつつ、経営基盤の強化を継続してまいります。また、中長期的な視点に立ち、必要な維持更新投資を継続するとともに、研究開発活動の充実・推進、世代交代に備えた要員の採用と技術伝承のための計画的な社内教育など、将来を見据えた取り組みを行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

合金鉄および機能材料等の製造・販売を主な事業としており、各事業部門の主要な製品は次のとおりであります。

事業部門	主要製品
合金鉄事業	フェロマンガ シリコマンガ 焼却炉灰溶融固化等環境事業
機能材料事業	水素吸蔵合金 希土類磁石用合金 二次電池用黒鉛 二次電池用合金 硫酸マンガ 炭酸マンガ 二酸化マンガ
その他の事業	土木建築関連

(6) 主要な営業所および工場（平成23年3月31日現在）

	名称	所在地
当 社	本社	新潟県妙高市
	東京事務所	東京都千代田区
	鹿島工場	茨城県鹿嶋市
	妙高工場	新潟県妙高市
	大阪黒鉛工場	大阪府大阪市
中電産業株式会社	本社	新潟県妙高市
中電興産株式会社	本社	茨城県鹿嶋市
中電レアアース株式会社	本社	東京都千代田区
	和歌山事業所	和歌山県和歌山市
VIETNAM RARE EARTH JOINT STOCK COMPANY	本社	ベトナム社会主義共和国バクニン省

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
合金鉄事業	176	増 2
機能材料事業	189	増 12
その他の事業	44	増 2
全社（共通）	36	増 2
合計	445	増 18

（注） 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 328	名 増 15	歳 40.5	年 15.9

（注） 上記使用人は、契約社員を含み出向者（15名）を除いたものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,200
住友信託銀行株式会社	1,000
株式会社みずほコーポレート銀行	500
株式会社八十二銀行	400
株式会社常陽銀行	400

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 96,000千株
- ② 発行済株式の総数 31,600千株（自己株式 27,878株）
- ③ 株主数 5,813名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
住友金属工業株式会社	12,084	38.3
住友商事株式会社	2,978	9.4
三井住友海上火災保険株式会社	1,200	3.8
住金物産株式会社	600	1.9
住友生命保険相互会社	432	1.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	336	1.1
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LEADING OMNIBUS ACCOUNT	336	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	255	0.8
ドイツ証券株式会社	223	0.7
日本証券金融株式会社	193	0.6

(注) 持株比率は、自己株式（27,878株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	染 谷 良	
取 締 役 副 社 長	渡 部 忠 男	機 能 材 料 事 業 本 部 長
取 締 役	安 藤 繁 晴	合 金 鉄 営 業 統 轄、鹿 島 関 連 事 業 統 轄
取 締 役	菅 田 善 昭	機 能 材 料 事 業 本 部 副 本 部 長 機 能 材 料 事 業 本 部 マーケティ ング 部 門 長
監 査 役（常 勤）	力 久 勉	
監 査 役	岡 本 進	
監 査 役	谷 水 一 雄	住 友 金 属 工 業 株 式 会 社 鋼 板 ・ 建 材 カ ン パ ニ ー 原 料 部 長
監 査 役	伊 藤 浩 一	弁 護 士

- (注) 1. 監査役のうち谷水 一雄氏および伊藤 浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役谷水 一雄氏は、当社の主要取引先である住友金属工業株式会社の業務執行者であります。
3. 当社は、監査役伊藤 浩一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
平成22年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役玉越靖彦氏は辞任により退任いたしました。
5. 監査役岡本 進氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役岡本 進氏は、平成13年6月から平成17年6月まで当社経理部の統轄をしておりました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	名 5	百万円 114
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	45 (6)
合 計	9	160

(注) 平成17年6月29日定時株主総会の決議による報酬限度額

- ・取締役総額 年額 240百万円以内
(使用人兼務役員の使用人給与は含まない)
- ・監査役総額 年額 50百万円以内

③ 社外役員に関する事項

当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	谷 水 一 雄	当事業年度開催の取締役会および監査役会の約9割に出席し、必要な発言を適宜行い、適切に活動を行っていただいております。
監 査 役	伊 藤 浩 一	当事業年度開催の取締役会の約9割に、また、当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、必要な発言を適宜行い、適切に活動を行っていただいております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その他必要があると判断した場合は、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとしております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・中央電気工業企業行動規範その他法令等の遵守に関する規程（以下「コンプライアンス規程」）を定める。
- ・取締役が、他の取締役の法令または定款違反を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・文書管理規程を定め、取締役の職務執行に係る情報を適正に保存管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社および各子会社からなるグループ（以下、「当社グループ」）の損失の危険の管理に関する基本規程を定める。
 - ・取締役および幹部使用人から構成される経営会議において、事業全般に亘る経営リスクの分析と対応を決定する（尚、特に重要な事項については取締役会に付議する）。
 - ・当社グループ経営に重大な影響を与える大規模な事故等が発生した場合の体制に関する規程を設ける。
 - ・財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会付議基準その他権限規程等を定める。
 - ・全社的な重要事項についての検討・決定は取締役会並びに経営会議等を有効に活用する。
 - ・各取締役は、取締役会で付議された事項について、その執行状況を定期的に報告する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・使用人にコンプライアンス規程を遵守させる。
 - ・使用人がコンプライアンス規程に反する事態を見つけた場合のルートとして、コンプライアンス窓口を置く。
 - ・コンプライアンス規程およびコンプライアンスマニュアルその他細目に関する使用人教育を定期的実施し、また、必要に応じてコンプライアンス規程の見直しを行う。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・各子会社における意思決定について、一定の基準に従って当社に協議または報告を求める。
 - ・各子会社に、当社が定めるコンプライアンス規程の遵守を求める。
 - ・各子会社から、定期的に業務の執行状況および財務状況等の報告を受けるとともに、当社の業務監査室が定期的に内部監査を実施する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・専任者、または業務監査室の室員が監査役の職務を補助する。
 - ・専任者、または業務監査室の人員規模および機能の決定については、常勤監査役の同意を得る。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・専任者、または業務監査室員の人事については、常勤監査役の同意を得る。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・各取締役は、適切に取締役会や経営会議でその管掌する業務についての報告を行う。
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれを発見した当社グループ役員および使用人は、直接または直属の上司を経由して、当該事実を監査役に報告する。
 - ・監査役は、何時でも当社グループ役員および使用人に対し、業務報告を求めまたは質問を行うことができる。業務報告を求められまたは質問を受けた当社グループ役員および使用人は、速やかに報告または回答を行わなければならない。
 - ・代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対応すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、業務監査室が実施した内部監査結果の報告を求めることができる。
 - ・監査役は、監査を実効的に行うのに必要な場合は、会社の費用で、弁護士、公認会計士その他外部専門家等を起用することができる。

-
- (注) 1. 本事業報告記載の数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。
2. 売上高等の金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	1,044	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	7,751
預 け 金	5,475	短 期 借 入 金	1,700
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	7,002	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	800
商 品 及 び 製 品	4,391	リ ー ス 債 務	72
仕 掛 品	167	未 払 法 人 税 等	84
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,532	賞 与 引 当 金	20
繰 延 税 金 資 産	283	災 害 損 失 引 当 金	74
そ の 他	1,036	そ の 他	1,001
流 動 資 産 合 計	26,933	流 動 負 債 合 計	11,506
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		長 期 借 入 金	1,000
建 物 及 び 構 築 物	2,720	リ ー ス 債 務	149
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,480	退 職 給 付 引 当 金	73
土 地	963	資 産 除 去 債 務	55
リ ー ス 資 産	222	そ の 他	16
建 設 仮 勘 定	662	固 定 負 債 合 計	1,296
そ の 他	193	負 債 合 計	12,802
有 形 固 定 資 産 合 計	8,243	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産		株 主 資 本	
の れ ん	396	資 本 金	3,630
そ の 他	47	資 本 剩 余 金	5,251
無 形 固 定 資 産 合 計	443	利 益 剩 余 金	16,124
投 資 そ の 他 の 資 産		自 己 株 式	△ 22
投 資 有 価 証 券	971	株 主 資 本 合 計	24,983
長 期 貸 付 金	54	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
繰 延 税 金 資 産	373	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	116
前 払 年 金 費 用	701	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	116
そ の 他	184	純 資 産 合 計	25,100
貸 倒 引 当 金	△ 3	負 債 純 資 産 合 計	37,902
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	2,282		
固 定 資 産 合 計	10,969		
資 産 合 計	37,902		

連結損益計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		37,797
売 上 原 価		34,082
売 上 総 利 益		3,715
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,510
営 業 利 益		1,204
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	12	
受 取 賃 貸 料	4	
そ の 他	25	57
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51	
為 替 差 損	17	
減 価 償 却 費	20	
債 権 売 却 損	16	
そ の 他	0	105
経 常 利 益		1,156
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	4	
会 員 権 売 却 益	4	9
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	625	
固 定 資 産 除 却 損	69	
固 定 資 産 臨 時 償 却 費	47	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	50	
そ の 他	17	809
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		355
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	72	
法 人 税 等 調 整 額	128	200
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		155
当 期 純 利 益		155

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日 残高	3,630	5,251	16,284	△22	25,144
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 315		△ 315
当期純利益			155		155
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 160	△ 0	△ 160
平成23年3月31日 残高	3,630	5,251	16,124	△22	24,983

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成22年3月31日 残高	150	150	25,294
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 315
当期純利益			155
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 33	△ 33	△ 33
連結会計年度中の変動額合計	△ 33	△ 33	△ 194
平成23年3月31日 残高	116	116	25,100

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び名称

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 中電産業株式会社・中電興産株式会社・中電レアアース株式会社

② 非連結子会社の数及び名称

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 VIETNAM RARE EARTH JOINT STOCK COMPANY
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用していない非連結子会社の数及び名称

- ・持分法を適用していない非連結子会社の数 1社
- ・持分法を適用していない非連結子会社の名称 VIETNAM RARE EARTH JOINT STOCK COMPANY

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

・デリバティブ

時価法

・たな卸資産

主に総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）

平成10年4月1日以降取得の建物（附属設備を除く）

定額法

その他有形固定資産

定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

・退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当連結会計年度末において年金資産が退職給付債務（未認識数理計算上の差異を除く）を上回ったため、この差額を前払年金費用に計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

・賞与引当金

使用人に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

・災害損失引当金

東日本大震災により被災した設備の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段	ヘ ッ ジ 対 象
金 利 ス ワ ッ プ	借 入 金 変 動 金 利
為 替 予 約	外 貨 建 債 権 債 務

・ヘッジ方針

金利変動によるリスク及び為替変動によるリスクを回避するために、金利スワップ取引及び為替予約取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行なわない方針であります。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動又は相場変動との間の相関関係によりヘッジ有効性の評価をしております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

5年間の均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっており、未収消費税等及び未払消費税等は、それぞれ流動資産の「その他」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

① 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の変更)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより当連結会計年度の営業利益及び経常利益は1百万円、税金等調整前当期純利益は52百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は54百万円であります。

② 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました営業外費用の「その他」に含めておりました「為替差損」は金額的重要性が増したため当連結会計年度において区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は1百万円であります。

また、当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(6) 追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 21,462百万円 |
| (2) 圧縮記帳累計額 | 機械装置及び運搬具 95百万円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|--------------------------------|------|----------|
| (1) 発行済株式の種類及び総数(平成23年3月31日現在) | 普通株式 | 31,600千株 |
| (2) 剰余金の配当に関する事項 | | |

① 配当金支払額等

平成22年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 157百万円 |
| ・1株当たり配当額 | 5円 |
| ・基準日 | 平成22年3月31日 |
| ・効力発生日 | 平成22年6月28日 |

平成22年10月29日開催の取締役会決議による中間配当に関する事項

- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 157百万円 |
| ・1株当たり配当額 | 5円 |
| ・基準日 | 平成22年9月30日 |
| ・効力発生日 | 平成22年12月1日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生が翌期になるもの 平成23年6月24日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 157百万円 |
| ・1株当たり配当額 | 5円 |
| ・基準日 | 平成23年3月31日 |
| ・効力発生日 | 平成23年6月27日 |

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については余剰資金に限定して大部分の運用を安全性の高い短期的な預け金等で行います。また、資金調達については、銀行借入及び売掛債権流動化による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスク及び為替の市況変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は設備投資に係る資金調達及び長期運転資金に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。長期借入金の一部について支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行い、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

リース債務については、設備投資を目的としたものでありますが、固定金利での契約であるため、金利の変動リスクはありません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含まれておりません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,044	1,044	-
(2)預け金	5,475	5,475	-
(3)受取手形及び売掛金	7,002	7,002	-
(4)投資有価証券 その他有価証券	500	500	-
(5)支払手形及び買掛金	(7,751)	(7,751)	-
(6)短期借入金	(1,700)	(1,700)	-
(7)1年内返済予定の長期 借入金	(800)	(806)	6
(8)リース債務(流動負債)	(72)	(72)	△0
(9)長期借入金	(1,000)	(1,007)	7
(10)リース債務(固定負債)	(149)	(145)	△4
(11)デリバティブ取引	(-)	(-)	-

※負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)預け金、並びに(3)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、その他有価証券の当連結会計年度中の減損処理額は10百万円であります。

(5)支払手形及び買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)リース債務(流動負債)、及び(10)リース債務(固定負債)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しています。

(7)1年内返済予定の長期借入金、及び(9)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用され想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(11)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記

(9)参照)

(注2)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 471百万円)は市場価格が無く、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	795円01銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円91銭

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	668	支払手形	2,677
預け金	5,475	買掛金	3,818
受取手形	189	短期借入金	1,700
売掛金	4,370	1年内返済予定の長期借入金	800
商品及び製品	3,952	リース債	72
仕掛品	159	未払金	20
原材料及び貯蔵品	6,504	未払費用	142
原払費	34	未払法人税等	27
繰延税金資産	267	前受り金	3
短期貸付金	1,450	預備引当金	18
その他	310	設備関係未払引当金	379
流動資産合計	23,382	災害損失引当金	74
		その他	322
		流動負債合計	10,056
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	1,000
建物	2,217	リース債	149
構築物	424	資産除去債	55
機械及び装置	3,303	その他	9
車両及び運搬具	5	固定負債合計	1,215
工具器具及び備品	155	負債合計	11,271
土地	948		
リース資産	222	(純資産の部)	
建設仮勘定	668	株主資本	
有形固定資産合計	7,946	資本金	3,630
		資本剰余金	2,451
無形固定資産		資本準備金	2,800
のれん	124	その他資本剰余金	5,251
ソフトウェア	23	資本剰余金合計	303
電話加入権	3	利益準備金	230
その他	17	その他利益剰余金	15,001
無形固定資産合計	168	別途積立金	15,535
		繰越利益剰余金	△ 22
投資その他の資産		自己株式	24,394
投資有価証券	563	株主資本合計	
関係会社株	2,515	評価・換算差額等	116
従業員に対する長期貸付金	54	その他有価証券評価差額金	116
長期前払費用	7	評価・換算差額等合計	24,511
繰延税金資産	335	純資産合計	24,511
前払年金費	701		
その他	107	負債純資産合計	35,782
投資その他の資産合計	4,285		
固定資産合計	12,400		
資産合計	35,782		

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		29,869
売 上 原 価		27,217
売 上 総 利 益		2,651
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,999
営 業 利 益		651
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
受 取 配 当 金	22	
受 取 賃 貸 料	0	
雑 収 入	23	72
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	51	
為 替 差 損	9	
減 価 償 却 費	18	
債 権 売 却 損	16	
雑 支 出	0	94
経 常 利 益		629
特 別 利 益		
会 員 権 売 却 益	4	4
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	625	
固 定 資 産 除 却 損	68	
固 定 資 産 臨 時 償 却 費	47	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	50	
そ の 他	16	808
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 174
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9	
法 人 税 等 調 整 額	△ 48	△ 39
当 期 純 損 失		△ 135

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 金
				別 途 積 立 金	
平成22年3月31日 残高	3,630	2,451	2,800	303	230
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					
当期純損失					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-
平成23年3月31日 残高	3,630	2,451	2,800	303	230

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 等 そ の 他 有 価 証 券 評 差 額 価 金	純 資 産 合 計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金				
	繰越利益剰余金				
平成22年3月31日 残高	15,452	△22	24,845	150	24,996
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△ 315		△ 315		△ 315
当期純損失	△ 135		△ 135		△ 135
自己株式の取得		△ 0	△ 0		△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			-	△ 33	△ 33
事業年度中の変動額合計	△ 450	△ 0	△ 451	△ 33	△ 484
平成23年3月31日 残高	15,001	△22	24,394	116	24,511

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
・時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

平成10年4月1日以降取得の建物（附属設備を除く）	定額法
その他有形固定資産	定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末において年金資産が退職給付債務（未認識数理計算上の差異を除く）を上回ったため、この差額を前払年金費用に計上しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。東日本大震災により被災した設備の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

③ 災害損失引当金

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利スワップ	借入金変動金利
為替予約	外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

金利変動によるリスク及び為替変動によるリスクを回避するために、金利スワップ取引及び為替予約取引を利用しております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行なわない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動又は相場変動との間の相関関係によりヘッジ有効性の評価をしております。

(5) その他計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっており未収消費税等は、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(6) 重要な会計方針の変更

① 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の変更)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより当事業年度の営業利益及び経常利益は1百万円減少し、税引前当期純損失は52百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は54百万円であります。

② 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めておりました「設備関係未払金」は、金額の重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。なお、前事業年度の流動負債の「その他」に含まれる「設備関係未払金」は160百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

	(単位：百万円)
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	19,729
(2) 圧縮記帳累計額	
機械及び装置	94
車両及び運搬具	0
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,156
短期金銭債務	578

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	(単位：百万円)
① 営業取引高	
売上高	11,627
仕入高	3,428
その他営業取引	1,157
② 営業取引以外の取引高	557
(2) 特別損失の「災害による損失」は、平成23年3月に発生した東日本大震災による損失を計上しており、その内訳は次のとおりであります。	

	(単位：百万円)
たな卸資産評価損	380
操業停止中の固定費	149
設備復旧費用	94
その他	0
災害による損失計	625

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の種類及び株式数(平成23年3月31日現在) 普通株式 27,878株

5. 税効果会計に関する注記

(単位:百万円)

【流動資産】繰延税金資産

未払事業税	7
たな卸資産評価損	197
その他	68
<hr/>	
繰延税金資産(流動)の小計	274
評価性引当額	△ 6
<hr/>	
繰延税金資産(流動)の合計	267

【固定資産】繰延税金資産

繰越欠損金	446
減損損失	61
未払役員退職慰労金	3
資産除去債務	22
減価償却超過額	26
その他	115
<hr/>	
繰延税金資産(固定)の小計	675
評価性引当額	△ 77
<hr/>	
繰延税金資産(固定)の合額	597

【固定負債】繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	76
退職給付信託設定益	34
前払年金費用	149
その他	1
<hr/>	
繰延税金負債(固定)の合計	262
<hr/>	
繰延税金資産(固定)の純額	335

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	百万円	百万円	百万円
機 械 及 び 装 置	345	204	140

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

1年内	35
1年超	115
合計	150

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

支払リース料	42
減価償却費相当額	31
支払利息相当額	7

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、残価保証の取り決めがある場合は当該残価保証額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の計算方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取 引 金 額 百万円	科 目	期 末 残 高 百万円
その他の 関係会社	住友金属工業 (株)	被所有 38.3 %	当 社 製 品 の 販 売 お よ び 材 料 の 仕 入	合 金 鉄 等 の 販	11,470	売 掛 金	1,599
				材 料 の 仕 入	3,428	買 掛 金	321

(注) ① 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

② 取引条件及び取引条件の決定方針

材料、製品の価格動向等を勘案し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会 社 等 の 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取 引 金 額 百 万 円	科 目	期 末 残 高 百 万 円
子会社	中電産業(株)	所 有 100.0 %	固定資産の購入	固定資産の購入	426	設 備 関 係 未 払 金	167
子会社	中電レアアース(株)	所 有 100.0 %	資金の貸付	資金の貸付	850	短期貸付金	1,450
				利息の受取	12	—	—

(注) ① 取引金額については、純額で表示しております。

② 取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 係 内 容	取 引 の 内 容	取 引 金 額 百 万 円	科 目	期 末 残 高 百 万 円
その他の 関係会社 の子会社	住友ファイナンシャルサービス(株)	—	当 社 資 金 の 預 入	資金の預入	1,355	預 け 金	5,475
				利息の受取	13	—	—

(注) ① 当社は、住友金属グループの資金効率を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しております。なお、取引金額については、純額で表示しております。

② 取引条件及び取引条件の決定方針

資金の預入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 776円35銭
(2) 1株当たり当期純損失 △ 4円28銭

(注) 本計算書類記載の数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月2日

中央電気工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 飯野 健一 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山野辺 純一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央電気工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央電気工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月2日

中央電気工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 飯野 健一 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山野辺 純一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央電気工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月11日

中央電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役	力 久	勉 ㊟
監査役	岡 本	進 ㊟
監査役（社外監査役）	谷 水 一	雄 ㊟
監査役（社外監査役）	伊 藤 浩 一	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第115期の期末配当につきましては、厳しい状況下ではありますが、安定的な配当の継続等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は157,860,610円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき10円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日といたしたいと存じます。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>1. 会社法第189条第2号各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>
<p>(決議要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれに代わり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役および常任監査役)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第27条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第29条 期末配当金および中間配当金が支払い開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第30条 期末配当金及び中間配当金が支払い開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>そめ や りょう 染 谷 良 (昭和23年6月3日生)</p>	<p>昭和46年4月 住友金属工業株式会社入社 平成14年4月 同社常務執行役員 平成15年4月 同社常務執行役員、エンジニアリングカンパ ニー建設エンジニアリング事業部長 平成18年4月 当社顧問 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任）</p>	26,200株
2	<p>わた なべ ただ お 渡 部 忠 男 (昭和24年1月7日生)</p>	<p>昭和49年4月 住友金属工業株式会社入社 平成8年6月 同社総合技術研究所 製鋼プロセス研究部長 平成12年6月 同社総合技術研究所 副所長 波崎研究センタ 長 平成15年6月 住友金属テクノロジー株式会社 取締役 平成18年6月 同社常務取締役 平成20年6月 同社代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役副社長、機能材料事業本部長（現 任）</p>	4,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	あん どう しげ はる 安 藤 繁 晴 (昭和23年9月5日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年4月 当社鹿島製品営業部長 平成12年6月 当社取締役、鹿島製品営業部長 平成13年1月 当社取締役、合金鉄営業部長 平成19年6月 当社取締役、常務執行役員、合金鉄営業部長 平成22年4月 当社取締役、常務執行役員、合金鉄営業統轄、 鹿島関連事業統轄（現任）	8,200株
4	すが た よし あき 菅 田 善 昭 (昭和27年9月2日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年6月 当社機能材料営業部長 平成13年6月 当社田口工場製造部長兼MH課長 平成15年2月 当社田口工場製造部長 平成15年4月 当社支配人 平成16年1月 当社支配人兼機能材料技術部長 平成16年4月 当社機能材料事業部長兼機能材料技術部長 平成17年6月 当社取締役、機能材料事業部長兼機能材料技 術部長 平成19年6月 当社執行役員、機能材料事業部長兼機能材料 技術部長 平成21年6月 当社取締役、常務執行役員 平成21年12月 当社取締役、常務執行役員、機能材料事業本 部副本部長兼マーケティング部門長（現任）	5,100株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役力久 勉、谷水一雄の両氏は、任期満了となり、また、監査役岡本 進氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	りき ひさ つとむ 力 久 勉 (昭和23年1月2日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年4月 当社総務部長 平成14年6月 当社取締役、総務部長 平成19年6月 当社取締役、執行役員、総務部長 平成20年6月 当社取締役、常務執行役員、総務部長 平成21年6月 当社監査役(現任)	6,300株
2	たに みず かず お 谷 水 一 雄 (昭和33年12月19日生)	昭和56年4月 住友金属工業株式会社入社 平成7年10月 同社シドニー事務所長 平成11年9月 同社鉄鋼事業本部原料部燃料室長 平成15年6月 同社鋼板・建材カンパニー原料部鉍石室長 平成16年6月 同社鋼板・建材カンパニー原料部次長兼鉍石室長 平成17年6月 同社鋼板・建材カンパニー原料部長 当社監査役 平成23年4月 同社鋼板・建材カンパニー原料部長兼金属室長(現任) 当社監査役(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 谷水一雄氏は、社外監査役の候補者であります。

3. 社外監査役に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 谷水一雄氏を社外監査役候補とした理由は、同氏の専門的知識やこれまでの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般の監査に活かしていただくことを期待したためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

(2) 谷水一雄氏は、過去5年間及び現在、当社の主要取引先である住友金属工業株式会社の業務執行者であります。

(3) 谷水一雄氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年間であります。

以 上

[メモ]

[メモ]

株主総会会場ご案内図

新潟県妙高市大字田口272番地
中央電気工業株式会社 妙高本社・工場
電話 (0255)86-3101



■交通のご案内

J R信越本線妙高高原駅下車 徒歩2分